

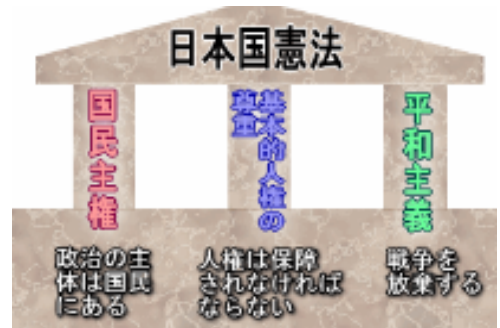
# 日本国憲法を教える

わたしは昨年小6年を担当しました。5月3日の憲法記念日を前に、「どうしても日本国憲法の授業をしたい」と思いました。理由は明確です。安倍政権が「解釈改憲」から1歩も2歩も進んで、「集団的自衛権を容認する」という方向を打ち出したからです。直感的に「これは危ない」と感じたからです。

そうは思ったが、どのように授業をしたらよいか、かきもく見当もつきませんでした。自分にできることは、日本国憲法前文と第9条を教えることではないか。それしかできない、それをやろうと決めました。

まず、日本国憲法前文をコピーし、難しい言葉に説明をつけました。憲法第9条はそのまま印刷しました。クラス28人全員にプリントを配布しました。

日本国憲法前文を、わたしはゆっくり読み始めました。



「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し・・・」

「選挙できちんと選ばれた人、国会議員ということだよ」

(中略)

「日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想を目的を達成することを誓う」  
読み終わると「ふう」というため息。同時に「難しい」「よく分からない」の声

続いて、憲法9条を読み上げました。

「第9条 日本国民は・・・」

「2 前項の目的を達成するために陸海空軍その他戦力は、これを保持しない」

読み終わると、今度は何かすっきりしない、という顔、顔

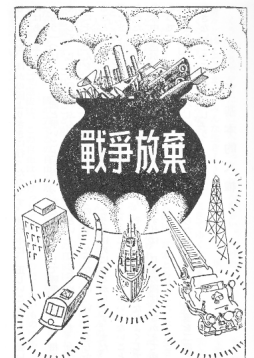
そのとき1人の子がぼつりと

「自衛隊はどうなるの？」

「そうだよね。自衛隊が憲法違反かどうか、大人の間でも意見がいろいろ分かれています」

「みんなも大人になった時に自分の意見を持つようにして下さい」

と、言ってこの授業を締めくくりました。



この授業をするのに、自分は本当に勇気がいりました。教育委員会から何か言われなさうか、校長から何か言われなさうか、保護者から何か言われなさうかと思ったからです。幸い、何もありませんでした。

日本の教員が日本国憲法の授業をするのに勇気がいるなんておかしいと思います。自分には勇気がないのかとも考えました。

今年の総選挙をへて、安倍政権は明文改憲に向けて突き進むでしょう。自分には何ができるか考えていきたい。(匿名希望)

# 12/24 安城市教委交渉を行いました

本組合が安城市教委と交渉を行うのは、度目になります。「希望と納得の人事」については交渉当初から要求し続け、異動希望用紙を提出するだけでなく、必ず校長と面接が行なわれるようになりました。また、異動希望用紙に、希望がなくとも小中学校名を書く欄がなくなるなど、少しずつ前進をしてきました。今年度の交渉の結果、大きな成果がありましたので報告します。

## 1 小学校から中学校に異動の場合は、内示前に打診をする予定！

本人の希望と納得の尊重という観点から豊田市、岡崎市、豊橋市では「人事3原則」が広がってきています。昨年の交渉では「うまくいくかわからないが、人事3原則についてやれることがあるかどうか、確認している。検討課題とする。」という話がありました。

※人事3原則 ①希望なしに不意打ち人事はしない。

②希望がないときは、できる限り早く事前に打診する。

③納得が得られない場合は、強行な転任はしない。

今回、どのように検討されたのかという質問に対し「大きく勤務の状況が変わるような場合。」という返答があり、さらに追及した結果、「本人の希望がない場合の小学校から中学校への異動などの場合（内示前の打診）を考えているが、（実現に向けて）つめていきたい。」という回答がありました。これは、上記の①②が行われるということです。もし、あなたが打診をされた場合、自分の教育ビジョンや生活ビジョンを大切に、納得が行くまで話し合うことで③を獲得できるよう声をかけていただければ、私たちも応援します。

異動希望のない全ての人に人事3原則が完全に遂行されるまで今後も要求を続けます。

## 2 教職員の多忙化是正について、具体的な提案を！

給特法によって、時間外勤務がないと規定されているにもかかわらず、膨大な時間外勤務が存在している学校現場。労働安全衛生法が活用されているとは言い切れない状況です。学校の業務を見直すようにという我々の要求に対し、今まででもC4thを導入したり、学校司書が掛け持ちではあるが本年度から配置されたりしている。少しでもやれることをさがしている、という回答でした。組合側からの具体的な13の提案に対し、今後の課題としたいと言われたものは、以下の事案です。

- ・現職教育訪問の隔年実施、
- ・部活動、課外活動の社会教育活動への移行（長いスパンでの検討）
- ・給食主任が行っている煩雑な事務を給食補助員の正規化など、教員以外で対応。

来年度の交渉では、どのように検討されたか、追求します。仕事の総量を減らさない限り、日々の教材研究や子どもと向き合う時間が確保できません。超過勤務の上に、教員でなくてもできる仕事も抱え込んでいる状況を改善して、どの教員も家族と夕飯を一緒に食べられる時間に帰宅できる労働環境をめざしていきましょう。

|                                              |                           |
|----------------------------------------------|---------------------------|
| <b>子どもと教職員の人権を守る三河教労</b>                     | 三河教職員労働組合【三河教労】           |
| <b>未来を拓く</b>                                 | 発行責任者：南 正純（080-3612-0027） |
|                                              | E-Mail : strv@katch.ne.jp |
| http://mikawakyoro.seesaa.net/               | 第257号【2015年2月号】           |
| カンパ、機関紙購読料（年間2000円）は【郵便振込00800-4-79130 三河教労】 |                           |



# 12/25 知立市交渉を行いました

石川 満

本組合が知立市教委と交渉を行うのは、去年に引き続き2度目になります。今年は6ページに及ぶ要求書を提出し、12月25日に交渉する機会を得ました。その内容を報告します。

## 1 労働安全衛生管理規定は作成中。

現在、学校経営案の学校運営機構に衛生推進者、衛生管理者、安全衛生管理委員会などが位置づけられてはいるものの、ほとんど機能していない状態なのではないでしょうか。我々は、過重労働、多忙化解消のためにも、労働安全体制の確立を訴えています。今回、

「知立市に勤務する教職員を対象とする労働安全衛生管理規定を作成すること」という要求に対して、現在作成中との返答をいただきました。完成すれば、一步前進と言えるでしょう。



## 2 人事3原則同様の配慮をすると明言。

本人の希望と納得の尊重という観点から豊田市、岡崎市、豊橋市では「人事3原則」を取り入れています。今回、『知立市としても、同様の配慮をしている』との返答がありました。昨年度の『配慮をしたい』という返答からは前進しました。そこで、我々は、「異動が決まった場合、早めに打診をすること」を確認しましたが、明確な回答はありませんでした。人事3原則が完全に遂行されるまで今後も要求を続けます。

## 3 論文を強制するなら勤務の割り振りをせよ！

知立市教委は、2年目と5年目の教員に論文の執筆を命じています。それは他市には例がありません。いうまでもなく、論文の執筆には多大な時間が費やされます。そこで、我々は、執筆にかかった時間が勤務時間を超えた場合、割り振りの対象にすべきだと要求しました。その点については、後日返答をしていただくことになりました。論文であろうと、何であろうと校長や市教委が命じた職務が勤務時間を超えれば、割り振りの対象となるはずです。

## 4 教育研究会の活動を他人事にするな！

我々は知立市教育研究会の活動についても、市教委が多忙化解消の見地に立って働きかけをおこなうように要求をしました。しかし、「外部（団体）であるので参考にさせていただく」というまるで他人事のような回答が返ってきました。そこで、「知立市から助成金が下りているのだから関係ないことはない」、「関係ないのなら、勤務時間に知教研に関わる職務もできないはずだ」と、反論しました。我々は、知教研の活動のスリム化が多忙化解消の決め手だと考え、要求を続けていきます。

## 5 まだまだ認識が甘い！

上記の他にも、施設を管理するのは行政の仕事なのに、職員が花壇の水かけを行っている。市教委との懇親会という名の飲み会を新任教員に命じている。付属学校の書籍の購入を職員に押しつけている。などなど、職員に負担を強いる現状を明らかにし、その改善を迫りました。まだまだ改善できることはたくさんあります。

知立市の教員の皆さん、「これ、いいのかな」「おかしいな」と思うことがありましたら、教えてください。一緒に要求しましょう。

# 超ブラック職場 刈谷市M中学校

## あなたの職場も五十歩百歩では？

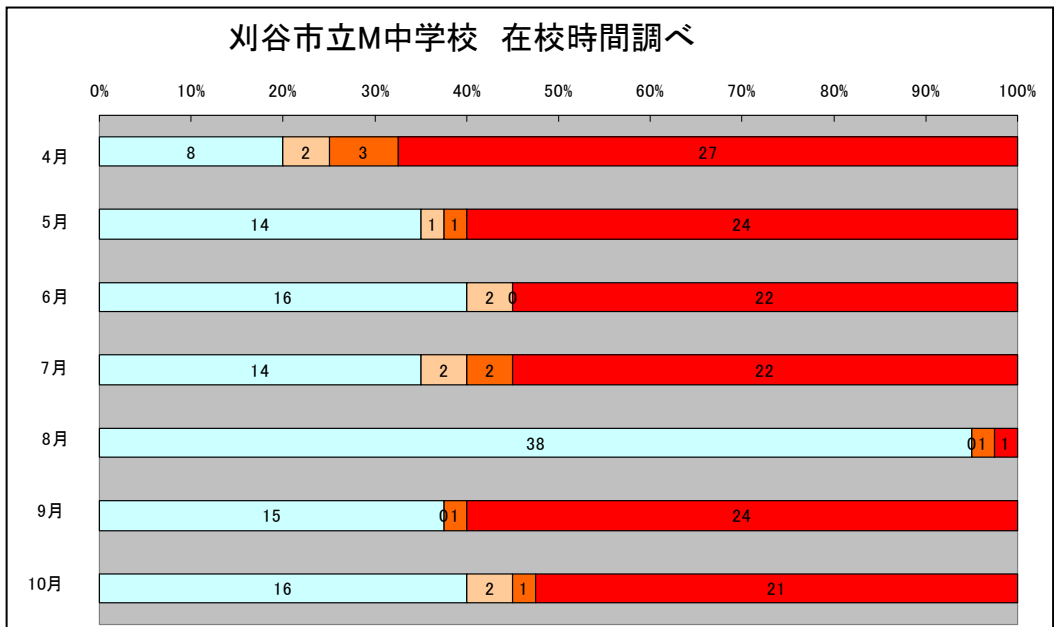
三河部の学校現場をレポートします。今回は刈谷市のM中学校の例です。在校時間調べによって4月から10月までの時間外勤務の時間を調べました。

この中学校では時間外勤務が100時間を超える教員が8月を除き毎月半数を超えています。また、職員ごとに調べたところ、8月を除きどの月も100時間を超えて時間外労働をしている教員が40人中18人（45%）もいました。9月には、時間外労働

刈谷市M中学校在校時間（時間外労働時間）調べ

| 月  | 調査人数 | 0～79時間 | 80～89時間 | 90～99時間 | 100時間～ |
|----|------|--------|---------|---------|--------|
| 4  | 40   | 8      | 2       | 3       | 27     |
| 5  | 40   | 14     | 1       | 1       | 24     |
| 6  | 40   | 16     | 2       | 0       | 22     |
| 7  | 40   | 14     | 2       | 2       | 22     |
| 8  | 40   | 38     | 0       | 1       | 1      |
| 9  | 40   | 15     | 0       | 1       | 24     |
| 10 | 40   | 16     | 2       | 1       | 21     |

時間が300時間という方も見えました。この表をグラフにすると、下の図のようになります。



### 80 時間を超えたら、過労死してもおかしくない

過労死と長時間労働について厚労省は、「45 時間を超えて時間外労働をすれば、過労死との関連が強まり、80 時間超が半年続けば、過労死との関連が強いと判断できる」と注意を促がしています。

### 100 時間を超えたら、産業医と面接しなければならない

また、100 時間を超えて時間外労働をしている教員がいたら、管理職は、その人の申し出により医者との面接をさせなければなりません。それは法律によって決められています。

### あなたの職場も超ブラックでは？

特別な例ではないと思います。あなたの職場も同じ超ブラックではないでしょうか。